

西宮市災害拠点医療地区建築条例

(平成 19 年 3 月 27 日)

(西宮市条例第 57 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 49 条第 1 項の規定に基づき、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる特別用途地区として定められた災害拠点医療地区（以下「災害拠点医療地区」という。）内における建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）の定めるところによる。

2 この条例において、「災害拠点病院」とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有する等、災害時に拠点となる病院として規則で定める基準に適合するものとして市長が認めるものをいう。

(適用区域)

第 3 条 この条例は、都市計画法第 20 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく災害拠点医療地区に係る都市計画の決定の告示があった区域内に適用する。

(建築物の建築の制限)

第 4 条 災害拠点医療地区内において、法第 52 条第 1 項に規定する建築物の容積率が 10 分の 30 を超える建築物を建築し、又は用途を変更するときは、次の各号に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が、当該建築物の延べ面積（同項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積をいう。）から敷地面積に 10 分の 30 を乗じて得た面積を減じた面積を下回ってはならない。ただし、市長が当該地区内における土地の利用状況に照らして、当該地区の機能を損なうおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(1) 災害拠点病院

(2) 医療教育研究機関等、災害拠点病院と一体となってその機能を補完し、又は強化するもの

(3) 前 2 号の建築物に附属するもの

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、西宮市建築審査会の同意を得なければならない。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可をしようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の 3 日前までに公告しなければならない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して建築物を建築した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、都市計画法第20条第1項の規定に基づく災害拠点医療地区に係る都市計画の決定の告示があった日から施行する。